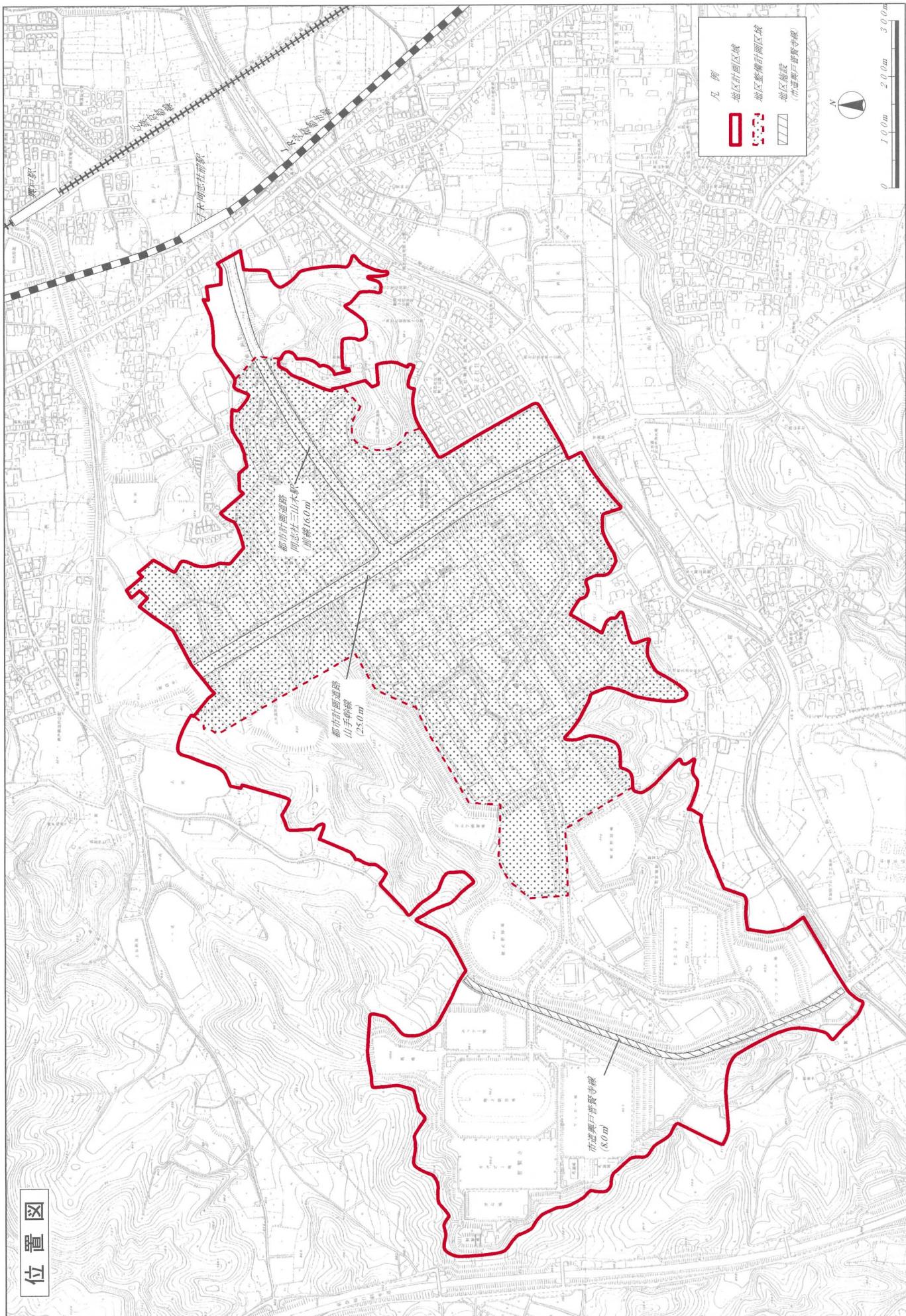


## 学研同志社地区地区計画

項目	内 容
名 称	学研同志社地区地区計画
位 置	京田辺市興戸川原谷、興戸地蔵谷、興戸南鉢立、多々羅下司、多々羅新宮前、多々羅谷奥、多々羅中垣内、多々羅七瀬川、多々羅都谷、普賢寺観音谷、普賢寺下司、三山木垣ノ内、三山木天神山及び三山木七瀬川の各一部
面 積	約 97.4 ha
区域の整備 及び開発に 関する方針	地区計画 の目標  当地区は、関西文化学術研究都市建設計画に基づく田辺地区に位置し、学校法人同志社の創立の理念に基づいた風格ある環境が形成されており、周辺の自然環境との調和を保ちつつ、大学等教育研究施設の整備・拡充を図り、文化・学術・研究の拠点として良好な市街地形成を誘導することを目標とする。
	土地利用 の方針  大学及び大学に関連した施設等文化・学術・研究の拠点づくりに資する施設の整備に努める。  同志社大学、同志社女子大学及び同志社国際中学校・高等学校により形成される本地区においては、都市計画道路山手幹線と都市計画道路同志社三山木駅前線を骨格として、教育研究施設ゾーンを形成し、その隣接する位置に福利厚生施設ゾーン、周辺部に体育施設ゾーンを配置する。また、同志社大学北側の尾根については、緑地の保全を図る。
	地区施設の 整備方針  市道興戸普賢寺線は、地区施設として位置付ける。都市計画道路山手幹線と都市計画道路同志社三山木駅前線沿いにおいては、市街地景観の形成モデルとなるよう景観形成に努める。また、市道興戸普賢寺線沿いにおいては、道路からの景観形成に配慮し、法面の緑化に努める。
	建築物等の 整備方針  1. 地区内の建築物群は、背景の里山風景と一体となって風格あるスカイラインを構築し、もって関西文化学術研究都市のランドマークとなるよう努める。 2. 教育研究施設ゾーンにおいては、山手幹線や同志社三山木駅前線からの景観に配慮するとともに、適宜高層建築物を配置してゆとりある空間形成に努める。 3. 福利厚生施設ゾーンにおいては、ゆとりのある空間形成及び緑地等との調和を図り、低層施設を主体に形成する。 4. 体育施設ゾーンにおいては、緑地等との調和を図り、運動施設を主体に形成する。 5. 建築物等の整備に当たっては、周辺の緑地や背景となる尾根の緑地等との調和を図る。

地区整備計画	位置	京田辺市興戸地蔵谷、興戸南鉢立、多々羅谷奥、多々羅中垣内、多々羅七瀬川、多々羅都谷、三山木天神山及び三山木七瀬川の各一部
	面積	約 43.4 ha
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4／10
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及び敷地境界線までの距離の最低限度は、10mとする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等はこの限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要と認められるもの</p> <p>(2) 守衛所その他これに類するもので、延べ面積が 50 m<sup>2</sup>以下かつ階数が一のもの</p> <p>(3) 本地区計画の都市計画決定時において現に建築されている建築物で、この規定に適合しない部分</p> <p>(4) 市長が当地区計画の目的に反しないと認め、京田辺市都市計画審議会の同意を得て許可したもの</p>
	建築物等の高さの最高限度	<p>建築物等の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最高限度は31mとし、かつ、建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の境界線までの水平距離又は隣地境界までの真北方向の水平距離にそれぞれ10分の6を乗じて得たものに20mを加えたもの以下とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等はこの限りでない。</p> <p>(1) 建築基準法施行令第2条第1項第6号ロに定めるところによるもの</p> <p>(2) 本地区計画の都市計画決定時において現に建築されている建築物で、この規定に適合しない部分</p> <p>(3) 市長が当地区計画の目的に反しないと認め、京田辺市都市計画審議会の同意を得て許可したもの</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物は、こう配を持つ屋根を基調とした構造とする。</li> <li>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、自然石又はレンガによる茶色を基調とし、周辺環境に配慮した色調とする。</li> <li>都市計画道路山手幹線、都市計画道路同志社三山木駅前線沿い及び敷地境界は、緑化に努める。</li> <li>教育研究施設にふさわしい、緑豊かでのびやかな環境が得られるよう植栽の施されたオープンスペースを確保する。</li> <li>広告、看板等については、極力排除することとし、案内標識等についても都市景観を十分配慮したものとする。</li> </ol>
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくを設置する場合は、できるだけフェンス若しくは鉄さく等透視可能なもの又は生垣とし、ブロック又はこれに類する閉鎖的なものを避け、地区の景観に十分配慮したものとする。

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は、位置図表示のとおり」



【注意】本図は地区整備計画区域の概略を示したもので詳細は「建設部 計画交通課」にお問い合わせ下さい。